

**解答解説**

# **2024年度前期・社福国試対策**

**児童・家庭福祉**



子ども・家庭の生活実態に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「令和4年版男女共同参画白書」(内閣府)によると、子供がいる世帯の妻の就業状態は、パートタイム労働よりフルタイム労働の割合が高くなっている。
- 2 「令和4年版犯罪白書」(法務省)によると、少年の刑法犯等検挙人員は令和3年には戦後最大となった。
- 3 「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(文部科学省)によると、いじめの認知(発生)件数は、令和2年度に比べ減少した。
- 4 「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要」(厚生労働省)によると、母子家庭の世帯の平均年間収入は、同年の国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得の約8割である。
- 5 「令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究」の小学校調査によると、「ヤングケアラーと思われる子どもの状況」(複数回答)では、「家族の通訳をしている(日本語や手話など)」に比べて、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が多い。

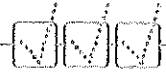
(注)「令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究」とは、株式会社日本総合研究所が、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(厚生労働省)として実施したものである。

### Point

子どもや若者とその家庭の生活実態に関する基本的な知識を問う問題である。女性の就労と育児の両立、少年非行、いじめ、ひとり親家庭の貧困、ヤングケアラーといった最近の社会課題に関する理解度を測ることのできる設問となっている。最新の各種統計資料を確認し、傾向を把握しておくことが求められる。

- 1 × 「子供がいる世帯」の、妻の就業状態別割合については、妻がパートタイム労働(週35時間未満就業)がすべての年齢階級(25~34歳, 35~44歳, 45~54歳, 55~64歳)で約40~45%を占め、妻がフルタイム労働(週35時間以上就業)が約20~30%である(2021年(令和3年))。なお、2005年(平成17年)時点では、非労働力人口(専業主婦世帯)が全体に占める割合が最も高かったが、2021年(令和3年)ではどの年齢階級においても減少している。
- 2 × 少年による刑法犯等検挙人員の変遷には、昭和期においては第一の波(1951年(昭和26年))、第二の波(1964年(昭和39年))、第三の波(1983年(昭和58年))という三つの大きな波がみられた。平成期以降においては一時的な増加はあったものの全体としては減少傾向にあり、2021年(令和3年)は戦後最少を更新する2万9802人であった。
- 3 × 小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、2020年度(令和2年度)の51万7163件に対して61万5351件と増加している。また、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の発生件数も増加している。
- 4 × 母子世帯数は119万5000世帯である。また、母子家庭の世帯の平均年間収入は373万円で、これは、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得(813万5000円)を100%として比較すると、約45.9%となっている。
- 5 ○ 小学校調査では、ヤングケアラーと思われる子どもの状況について「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が最も割合が高く79.8%となっている。次いで、「家族の通訳をしている(日本語や手話など)」が22.5%、「障がいや病気のある家族に代わり、家事(買い物、料理、洗濯、掃除など)をしている」が19.1%となっている。

解答 5



児童福祉法の総則規定に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 全て国民は、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重されるよう努めなければならない。
- 2 全て保護者は、その養育する児童の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 3 国は、児童を育成する第一義的責任がある。
- 4 全て国民は、児童の最善の利益を実現しなければならない。
- 5 全て児童は、家庭で育てられなければならない。

### Point

児童福祉法（以下、法）の総則規定の内容について問う問題である。法の総則は2016年（平成28年）の法改正で大きな改正が行われた。この改正の趣旨は、「全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずる」とされており、児童の権利に関する条約の理念が総則に盛り込まれた。

- 1 ○ 法第2条において、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」とされている。
- 2 × 法第1条において、すべての児童は、福祉を等しく保障される権利を有するとされている。なお、法第2条第2項において、児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うことが明記されている。また、第3項には国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされている。
- 3 × 児童を心身ともに健やかに育成することについての第一義的責任は、選択肢2の解説のとおり、児童の保護者に課せられたものである。
- 4 × 「最善の利益」については「実現しなければならない」という表現ではなく、法第2条第1項において、すべての国民は、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう努めなければならないと明記されている。
- 5 × 法第3条の2において、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」と実家庭での養育が原則であることが示されている。ただし、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合においては、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」（養子縁組や里親）において継続的に養育されるよう措置を講じなければならないとしている。児童を「家庭における養育環境と同様の養育環境」で養育することが適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」（小規模グループケアを提供する児童養護施設等）において養育されるよう、必要な措置を講じなければならないとしている。

解答 1

事例を読んで、R市子育て支援課のB相談員（社会福祉士）がR市で利用可能なサービスの中から紹介するものとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Cさん（2歳）の母親であるDさんは、他の子どもと比べてCさんの言葉が遅れていると気に病むようになり、外に出かけにくくなった。心配したCさんの祖母がDさんと共にR市子育て支援課に相談に来た。Bは、2人の話を聞き、どのようなサービスが利用可能かを一緒に検討することにした。

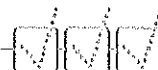
- 1 保育所への入所
- 2 母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の利用
- 3 児童館の利用
- 4 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用
- 5 児童相談所の利用

Point

市町村における子育て支援のサービスについて問う問題である。市町村については、児童福祉法第3条の3に、「児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として」業務を適切に行わなければならないと規定されており、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援にかかる業務を適切に行うことが期待されている。事例の場合は、母であるDさんが感じた2歳のCさんにみられる発達の遅れについての相談がしたいというニーズに応える選択肢を選ぶことが求められる。

- 1 × 保育所は、児童福祉法（以下、法）第39条第1項に規定される保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設である。祖母と母のニーズはCさんを日中預けることではなく、言葉の遅れを相談することにあるため、適切ではない。
- 2 ○ 母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）は、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整をし、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を行う市町村の施設である。母子保健に関する専門知識のある保健師等による訪問や育児相談などが行われている施設で、Cさんの発達を相談するのに適している。なお、同センターは2024年（令和6年）4月より、法に基づくこども家庭センターに統合された。
- 3 × 児童館は、法第40条に定められた「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする」児童福祉施設である。言葉の遅れについて相談できる施設ではない。
- 4 × 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業である。DさんのニーズはCさんを預けることではないため、適切ではない。
- 5 × 児童相談所は、都道府県等に設置され、市町村相互の連結調整や広域的な見地から実情把握を行う機関であるため、言葉の遅れを相談するのに適切とはいえない。

解答 2



児童扶養手当に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 生活保護を受給していることが支給要件である。
- 2 児童扶養手当法における児童とは、障害がない子どもの場合、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 3 児童扶養手当は児童手当と併給できない。
- 4 支給額は、世帯の収入にかかわらず一定である。
- 5 父子世帯は、支給対象外となる。

### Point

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当である。問題139では、児童扶養手当の基本的理解が問われている。児童扶養手当以外に児童手当、特別児童扶養手当という名称の似ている手当があるが、別の法律に基づいた制度なのでそれぞれの目的や手当の内容をきちんと把握しておきたい。

- 1 × 生活保護は児童扶養手当受給のための支給要件とはならない。生活保護はさまざまな理由により生活に困窮している人々に対して、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守り、生活の保障と就労による自立支援を行うことを目的としている制度である。児童扶養手当と生活保護は異なる法律に基づく制度であるが、児童扶養手当を受給しながら生活保護を受ける場合、受給できる生活保護費は児童扶養手当を引いた金額になる。
- 2 ○ 障害がない児童の児童扶養手当の支給は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間と規定されている。児童扶養手当はその児童を監護している父又は母、若しくは、父又は母にかわってその児童を養育している者に支給される。児童の心身に一定の障害があるときは20歳未満まで児童扶養手当が支給される。なお、精神又は身体に障害を有する児童を養育する場合、特別児童扶養手当も受給することができる。
- 3 × 児童扶養手当と児童手当は併給される。児童手当は児童手当法に基づく別の制度であり、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、児童を養育している者に支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。
- 4 × 支給額は、世帯の収入にかかわらず一定ではない。児童扶養手当支給の請求者及び請求者と生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が定められた限度額以上のときは、手当の全部又は一部が支給停止となる。例えば、扶養親族である子どもが1人の場合、全部支給となる収入額の目安は年収160万円である。年収160万円以上365万円未満であれば、一部支給が認められる。ただし災害により住宅・家財などに一定以上の損害があったとき、所得制限を解除し、全部支給となる特例措置を受けられる場合がある。
- 5 × 2010年（平成22年）8月から父子世帯の父も児童扶養手当の支給対象となった。以前は、父子世帯は母子世帯より年間平均収入が高く、金銭的に余裕があると考えられ、支給対象ではなかった。しかし、不況によるリストラ、育児のために残業ができないなどの理由での収入の減少や正規雇用されないケースも増え、また、親族や地域とのつながりが希薄な父の場合、児童の養育に困難が大きいことなどの実態が明らかになり、父子世帯も支給対象となった。

解答 2

次の記述のうち、次世代育成支援対策推進法に関して、最も適切なものを1つ選びなさい。

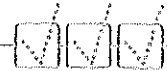
- 1 少子化に対処するための施策を総合的に推進するために、全ての児童が医療を無償で受けることができる社会の実現を目的としている。
- 2 都道府県及び市町村には、10年を1期とする次世代育成支援のための地域における行動計画を策定することが義務づけられている。
- 3 政府には、少子化に対処するための施策を指針として、総合的かつ長期的な労働力確保のための施策の大綱を策定することが義務づけられている。
- 4 常時雇用する労働者の数が100名を超える事業主（国及び地方公共団体を除く）は、一般事業主行動計画を策定しなければならない。
- 5 都道府県を基盤とした一元的な保育の給付について規定されている。

### Point

次世代育成支援対策推進法は、日本の急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律である。同法に基づき、企業は「一般事業主行動計画」を策定し、行動計画に定めた目標を達成したなどの基準を満たした企業は、申請して厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる。

- 1 × 次世代育成支援対策推進法（以下、法）では、全ての児童が医療を無償で受けることを目指すことは目的には入っていない。なお、児童への医療費助成は、各自治体が定めた年齢の子どもにかかる医療費を援助する子ども医療費助成制度がある。対象となる子どもの年齢は自治体ごとに定められており、2023年（令和5年）のこども家庭庁の調査によると、都道府県別では就学前までを対象としているところが最も多く、市区町村別では高校卒業年齢（18歳年度末）が最多という結果だった。
- 2 × 都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、法第8条、第9条において5年を1期とする行動計画を策定することが義務づけられている。なお、依然として少子化が進み続け子どもが健やかに生まれ育成される社会が実現したとはいえ、次世代育成支援対策の取り組みをさらに充実させるために、法は2015年（平成27年）までの時限立法であったが改正され、有効期限が10年延長された。
- 3 × 法第7条において、政府には、次世代育成支援の総合的かつ効果的な推進を図るため、行動計画策定指針を定めることが義務づけられているが、選択肢の「大綱」については規定がない。
- 4 ○ 法第12条第1項において、常時雇用する労働者の数が100名を超える事業主は、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないとされている。常時雇用する労働者の数が100名以下の事業主は一般事業主行動計画を策定するよう努めなければならないとされている。
- 5 × 都道府県を基盤とした一元的な保育の給付については、法に規定されていない。なお、法第9条で行動計画の策定において都道府県は、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができることとされている。

解答 4



特別養子縁組の制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

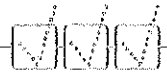
- 1 配偶者のない者でも養親となることができる。
- 2 養子となることができる子の年齢上限は、6歳である。
- 3 養親には離縁請求権はない。
- 4 特別養子縁組の成立には、実親の同意は原則として必要ではない。
- 5 特別養子縁組は、都道府県が養親となる者の請求により成立させることができる。

### Point

要保護児童に恒久的な養育環境を提供する特別養子縁組の制度に関する知識を問う問題である。2019年（令和元年）に改正された民法の規定についても整理し、理解することが求められる。併せて、関連する普通養子縁組や里親制度との違いについても押さえておきたい。

- 1 × 民法（以下、法）第817条の3で、「養親となる者は、配偶者のある者でなければならない」とされている。特別養子縁組では配偶者とともに縁組をする必要がある。
- 2 × 2019年（令和元年）の法の改正で年齢上限が引き上げられた。法第817条の5で、特別養子縁組の請求では、養子となる者は原則15歳未満であることとされている。なお、例外として、15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育し、やむを得ない事由により15歳までに請求できなかった場合には、18歳未満であれば請求できる。また、請求時に養子が15歳を超えた場合には、養子の同意が必要となる。
- 3 ○ 養親による離縁請求は認められていない。法第817条の10で、「家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる」とされている。その要件は、①養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること、②実父母が相当の監護をすることができること、③養子の利益のために特に必要があると認めるときの三つを満たしている必要がある。
- 4 × 法第817条の6で、「特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない」とされている。ただし、「父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない」とされ、例外規定はあるが、実親の同意を必要としている。
- 5 × 法第817条の2で、家庭裁判所が養親となる者の請求により、特別養子縁組を成立させることができるとされている。

解答 3



事例を読んで、この時点でのU児童養護施設のE家庭支援専門相談員（社会福祉士）の対応について、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Fさん（40歳代、男性）は、息子Gさん（8歳）と父子家庭で生活していた。Gさんが3歳の時に、Fさんによる妻への暴力が原因で離婚した。Fさんは、行儀が悪いと言ってはGさんを殴る、蹴る等の行為が日常的にみられた。額にひどいあざがあるような状態でGさんが登校したことから、学校が通告し、GさんはU児童養護施設に措置された。入所後、家庭支援専門相談員であるEがFさんに対応している。FさんはEと会う度に、「自分の子どもなのだから、息子を返して欲しい」と訴えていた。Gさんとの面会交流が進んだ現在では、「返してもらうにはどうしたらよいか」と発言している。

- 1 Fさんに二度と叩かないことを約束すれば、家庭復帰できると伝える。
- 2 Fさんが反省しているとわかったので、家庭復帰できると伝える。
- 3 Fさんに「なぜ叩いたのですか」と問い反省を求める。
- 4 Fさんが体罰によらない子育てができるよう一緒に考える。
- 5 Fさんは暴力による方法しか知らないのだから、家庭復帰は諦めるようにと伝える。

Point

児童養護施設の家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）による保護者対応について問う問題である。家庭支援専門相談員は、児童相談所と連携しながら、家庭復帰に向けた環境調整や保護者への相談援助を実施している。児童養護施設の入所児の65.6%は被虐待経験があるとされている（厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日）」）。保護者の思いを十分に受け止め、ラポール（信頼関係）の形成を目指しながら、虐待が再度起きないようにするにはどうすればよいかを一緒に考える姿勢が求められる。

- 1 × Fさんの発言だけで家庭復帰を判断することは適切ではない。FさんがGさんに対して暴力をふるった背景を把握した上で、家庭復帰へ向けた準備を進めることが求められる。
- 2 × Fさんが反省していることは家庭復帰に向けて前進はしているが、選択肢1の解説のとおり、Fさんの発言だけで判断するのは適切ではない。体罰による子育てを行わないためにどうすればよいかを具体的に確認できていない現状である。
- 3 × Fさんに対して、家庭支援専門相談員が審判的な態度で臨むことによりラポール（信頼関係）の形成が難しくなるので適切ではない。
- 4 ○ Gさんの家庭復帰に向けてFさんの思いに寄り添った対応である。
- 5 × Fさんの思いを受容せずに、ラポール（信頼関係）の形成を一緒に取り組もうとしていないので適切ではない。

解答 4